

長野県公衆浴場入浴料金懇談会次第

日時：令和 6 月 1 月 25 日（木）

午前 10 時から

場所：県庁議会棟 405 号会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（ 1 ） 座長選出

（ 2 ） 入浴料金改定に関する概要説明

（ 3 ） 意見交換

4 閉 会

長野県公衆浴場入浴料金懇談会 資料目次

- 0 令和4年度以降の入浴料金改定の検討経過【資料0】
- 1 長野県公衆浴場入浴料金懇談会要綱【資料1】
- 2 長野県公衆浴場入浴料金懇談会構成員名簿【資料2】
- 3 物価統制令及び省令等(抜粋)【資料3】
- 4 入浴料金統制額改定に関する調査資料
 - (1) 長野県の公衆浴場の現況【資料4-1】
 - (2) 県内公衆浴場数の推移【資料4-2】
 - (3) 都道府県別公衆浴場入浴料金一覧【資料4-3】
 - (4) 全国公衆浴場入浴料金統制額別一覧【資料4-4】
 - (5) 令和4年公衆浴場経営実態調査【資料4-5】
 - (6) 公衆浴場の経営状況(令和4年度)【資料4-6】
 - (7) 一人当たり料金原価推定額の内訳【資料4-7】
 - (8) 令和5年の燃料費の高騰分等を反映した入浴料金試算【資料4-8】
 - (9) 物価等の推移及び浴室のない住宅の状況【資料4-9】
 - (10) 長野県の公衆浴場助成制度(令和5年度)【資料4-10】
 - (11) 県内市町村の公衆浴場助成制度(令和5年度)【資料4-11】
 - (12) 県内スーパー銭湯等の入浴料金一覧表【資料4-12】

令和4年度以降の入浴料金改定の検討経過

1 令和4年9月5日 長野県公衆浴場業生活衛生同業組合から入浴料金改定の要請

令和3年頃から燃料費が高騰し、物価統制令により統制されている銭湯が厳しい経営状況となっていることから、県に入浴料金の統制額の引上げが要請された。

2 令和4年12月22日 長野県公衆浴場入浴料金懇談会（第1回）開催

県から懇談会に対し、令和3年の公衆浴場経営実態調査に令和4年度の物価高騰を反映させると、大人の入浴料金（当時400円）の適正額は488.8円となることを説明

【懇談会での主な意見】

- ① 物価高騰による公衆浴場の厳しい経営状況をみると、公衆浴場料金の最高統制額の引き上げは必要。
- ② 引き上げに当たっては、利用者負担が大きくなるよう配慮が必要。
- ③ 厳しい環境にある公衆浴場事業者に対する行政の支援について検討を求める。
- ④ 事業者には、利用者確保のため知恵を出し営業努力を求める。

3 1回目の懇談会の意見を踏まえ、県が以下の統制額案を作成

大人の統制額を400円から一度に80円引き上げることは、利用者への影響が大きい
ため、激変緩和措置として段階的に大人の統制額を480円に引き上げる。中人、小人
については、据え置きとする。

【改定案】（料金は大人の統制額）

- ① 令和5年4月1日に、400円を440円に引き上げ
- ② 令和6年4月1日に、440円を480円^{*}に引き上げ

※令和4年度公衆浴場経営実態調査の結果を踏まえ、適正額が大幅に変動した場合は再検討

4 令和5年2月1日～3日 懇談会（第2回）開催（持ち回り）

3の改定案について、懇談会構成員に説明し個別に意見を聴いたところ、賛成意見が大勢であった。

【主な意見】（料金は大人の統制額）

- ① 利用者負担及び事業者負担の両方を考慮した案であり賛成。
- ② 事業者の理解が得られれば440円でよい。物価高騰が著しいことから銭湯料金が上がっても消費者の理解が得られるのではないか。
- ③ 次回は、中人、小人も引き上げるべき。
- ④ 賛成であるが、450円とするほうが区切りがよいと考える。

5 令和5年4月1日 第2回目の懇談会意見を踏まえ、以下のとおり統制額を改定

区分	改定後	改定前	改定額
大人	440円	400円	+40円
中人	150円	150円	据え置き
小人	70円	70円	据え置き

6 今回（令和6年1月25日） 令和6年4月1日実施の改定（第2段階）に係る検討

施行 平成25年12月18日

改正 令和2年3月23日

長野県公衆浴場入浴料金懇談会要綱

(趣 旨)

第1 公衆浴場入浴料金に関する事項について意見を聴くため長野県公衆浴場入浴料金懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

(会議事項)

第2 懇談会は、公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関する事項について、意見交換を行う。

(構成員)

第3 構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 利用者（住民）代表
- (3) 業者代表
- (4) 県職員

2 前項の場合において、必要に応じて、前項各号以外の者の意見も聴くことができるものとする。

3 会議に座長を置く。

(開催期間)

第4 会議の開催期間は、県が別に定める。

長野県公衆浴場入浴料金懇談会構成員

区分	氏 名	職 業	所 属 団 体 等	備 考
学 識 経 験 者	北村 純子	弁護士	長野県弁護士会	
	辻 庄市	大学教授	信州大学経法学部	
	宮川 剛	会社員	株式会社 日本政策金融公庫 長野支店	
利 用 者 代 表	中村 雅代	団体役員	長野県消費者団体連絡協議会	
	竹村 千代美	団体役員	長野県保健補導員会等連絡協議会	
	濱田 政常	団体役員	長野県民生委員児童委員協議会連合会	
業 者 代 表	宮下 憲治	浴場営業者	長野県公衆浴場業生活衛生同業組合	
	阿部 憲二郎	浴場営業者	長野県公衆浴場業生活衛生同業組合	
県 代 表	西垣 明子	医 師	長野県保健所長会	

(順不同・敬称略)

物価統制令及び省令等(抜粋)

1 物価統制令 昭和21年3月3日号外勅令第118号

〔目的〕

第一条 本令ハ終戦後ノ事態ニ対処シ物価ノ安定ヲ確保シ以テ社会経済秩序ヲ維持シ国民生活ノ安定ヲ図ルヲ目的トス

〔統制額を超える契約、支払、受領の禁止及び地区により統制額の異なる場合の基準統制額〕

第三条 価格等ニ付第四条及第七条ニ規定スル統制額アルトキハ価格等ハ其ノ統制額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ第七条第一項ニ規定スル統制額ニ係ル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ価格等ノ支払者又ハ受領者ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

〔統制額の指定〕

第四条 主務大臣物価ガ著シク昂騰シ又ハ昂騰スル虞アル場合ニ於テ他ノ措置ニ依リテハ価格等ノ安定ヲ確保スルコト困難ト認ムルトキハ第七条ニ規定スル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ当該価格等ニ付其ノ統制額ヲ指定スルコトヲ得

2 国民生活安定緊急措置法 昭和48年12月22日号外法律第121号

附 則

(物価統制令の一部改正に伴う経過措置)

第4条 この法律施行の際改正前の物価統制令第4条の規定により統制額の指定されている価格等に係る統制額の指定については、当分の間、改正後の同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 物価統制令施行令 昭和27年7月31日号外政令第319号

附 則

4 国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)附則第4条の規定により従前の例によることとされている統制額の指定のうち、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済企画庁関係政令の整備に関する政令(平成11年政令第373号)の施行の際同令による改正前の第11条の規定に基づき主務大臣において都道府県知事が処分する旨を定めている価格等に係るものについては、都道府県知事が行うこととする。

4 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令

(昭和32年9月12日)(厚生省令第38号)

(公衆浴場入浴料金)

第1条 公衆浴場入浴料金は、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされている統制額の指定をすることができる価格等とする。

2 前項の公衆浴場入浴料金の区分は、次のとおりとする。

- 一 12才以上の者についての入浴料金
- 二 6才以上12才未満の者一人についての入浴料金
- 三 6才未満の者1人についての入浴料金

(都道府県知事による統制額の指定)

第2条 都道府県知事は、物価統制令施行令(昭和27年政令第319号)附則第4項の規定に基づき、前条第1項に規定する公衆浴場入浴料金につき、その統制額を指定するものとする。この場合においては、前条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する公衆浴場入浴料金の区分として、年齢その他必要な事情を考慮して、入浴者の洗髪についての料金の区分を設けることができる。

5 公衆浴場入浴料金の統制額の指定について

(昭和38年8月9日発環第113号 各都道府県知事あて厚生事務次官通達)

標記については、「公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令の施行について」(昭和32年9月13日厚生省発衛第411号各都道府県知事あて厚生事務次官依命通達)をはじめとし、従来しばしば指示してきたところであるが、今後は都道府県における大人、中人及び小人料金並びに婦人洗髪料について、それぞれの最高統制額を改訂しようとする場合の厚生大臣に対する協議は廃止し、都道府県知事限りで最高統制額の指定を行なうこととしたので、左記の諸点に留意のうえ、これが実施に遺憾のないよう配意願いたく、命によって通達する。

なお具体的事項については、別途指示する予定であるので、念のため申し添える。

記

- 1 公衆浴場入浴料金の最高統制額を策定しようとする場合には、公衆浴場経営について実態調査を行なうこと。
- 2 公衆浴場入浴料金の最高統制額を決定する場合には、それぞれの都道府県の実情に応じ、公衆浴場入浴料金協議会等を設置し、関係者の意向を十分把握すること。

入浴料金統制額改定に関する調査資料

長野県の公衆浴場の現況

1 普通公衆浴場の推移（私営）

年度末（単位：施設、％）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
施設数	40	37	35	34	34	33	33	33	31	31
指数	100.0	92.5	87.5	85.0	85.0	82.5	82.5	82.5	77.5	77.5
対前年比	—	△ 3	△ 2	△ 1	0	△ 1	0	0	△ 2	0

（資料：定例実態調査）

2 1日当たり入浴者数の推移

年度末（単位：施設、％）

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
入浴者数	90	93	95	98	94	96	98	87	89	104
指数	100.0	103.3	105.6	108.9	104.4	106.7	108.9	96.7	98.9	115.6
対前年比	—	3	2	3	△ 4	2	2	△ 11	2	15

3 入浴者数段階別構成比

（単位：％）

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
50人未満	51.4	55.5	54.3	57.1	58.8	54.5	60.6	54.5	63.7	51.7
50人～100人未満	32.4	27.8	31.4	28.6	26.5	27.3	21.2	24.2	15.1	27.6
100人～150人未満	2.7	2.8	0.0	0.0	0.0	3.0	3.0	6.1	6.1	3.4
150人以上	13.5	13.9	14.3	14.3	14.7	15.2	15.2	15.2	15.1	17.3

（資料：定例実態調査）

4 入浴料金改定の推移

（単位：円）

区 分	S59.12	S60.12	H元.5	H2.12	H4.12	H8.4	H13.3	H19.1	H26.3	R5.4
大人(12歳以上)	220	230	250	280	310	340	360	380	400	440
中人(6歳以上12歳未満)	100	100	100	100	120	130	150	150	150	150
小人(6歳未満)	45	50	50	50	60	70	70	70	70	70

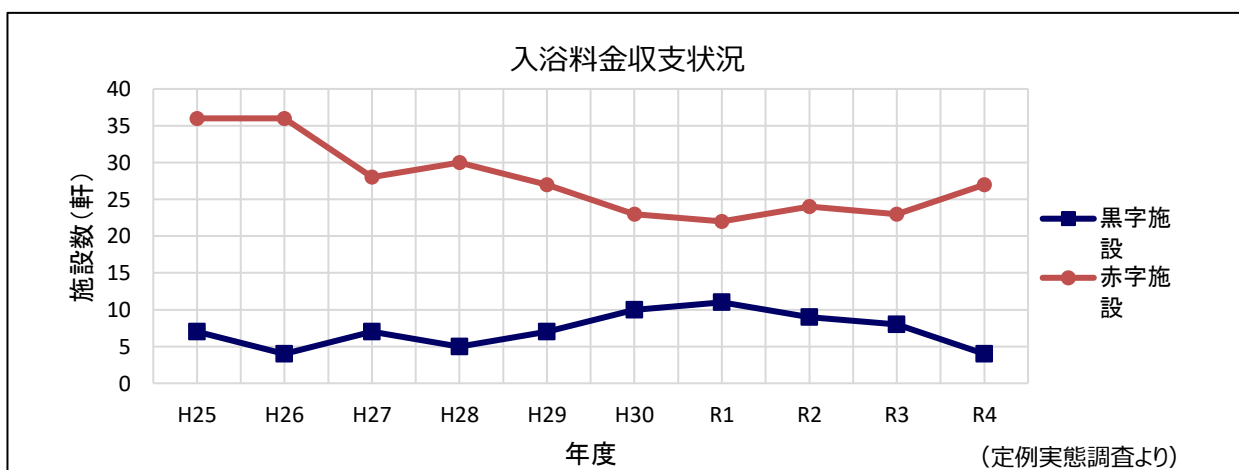
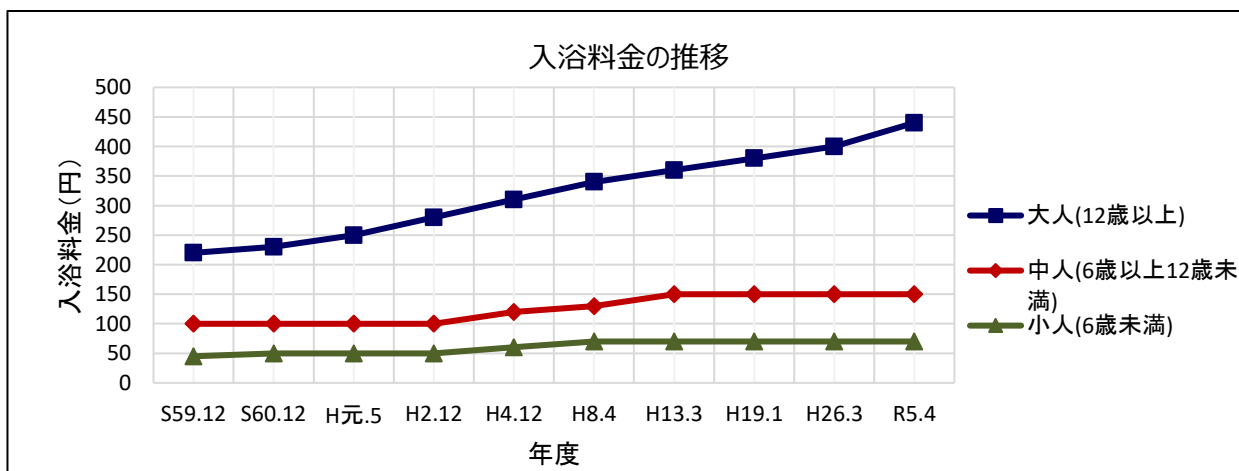
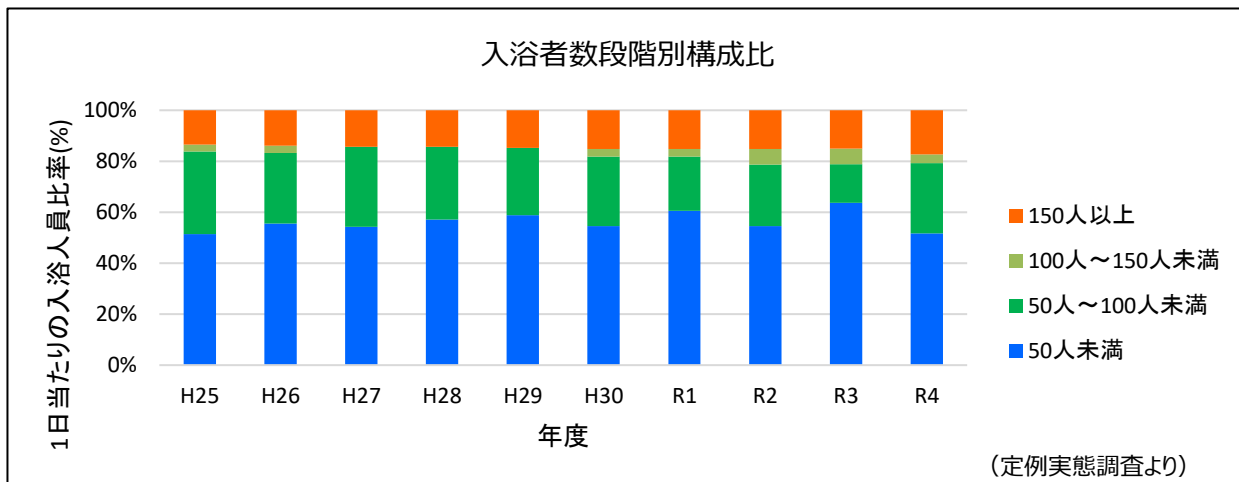
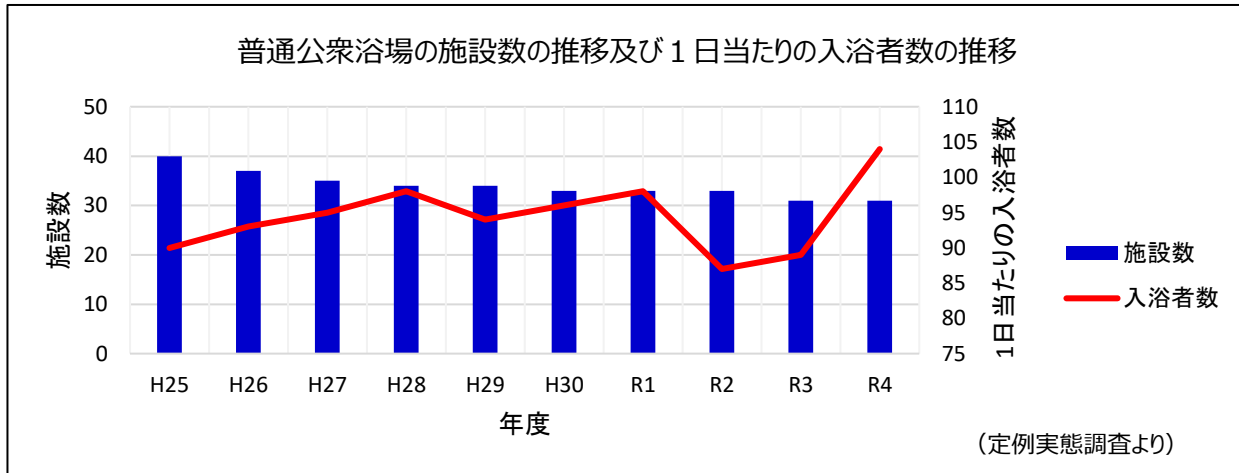
5 定例実態調査における入浴料金収支状況

（単位：施設、％）

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
施設数	43	40	35	34	34	33	33	31	31	31
黒字施設	7	4	7	5	7	10	11	9	8	4
(%)	16.3%	10.0%	20.0%	14.7%	20.6%	30.3%	33.3%	29.0%	25.8%	12.9%
赤字施設	36	36	28	30	27	23	22	24	23	27
(%)	83.7%	90.0%	80.0%	88.2%	79.4%	69.7%	66.7%	77.4%	74.2%	87.1%

※ 「赤字施設」には、収支が等しいものを含む。

県内公衆浴場の現況（グラフ）



長野県内の公衆浴場数の推移

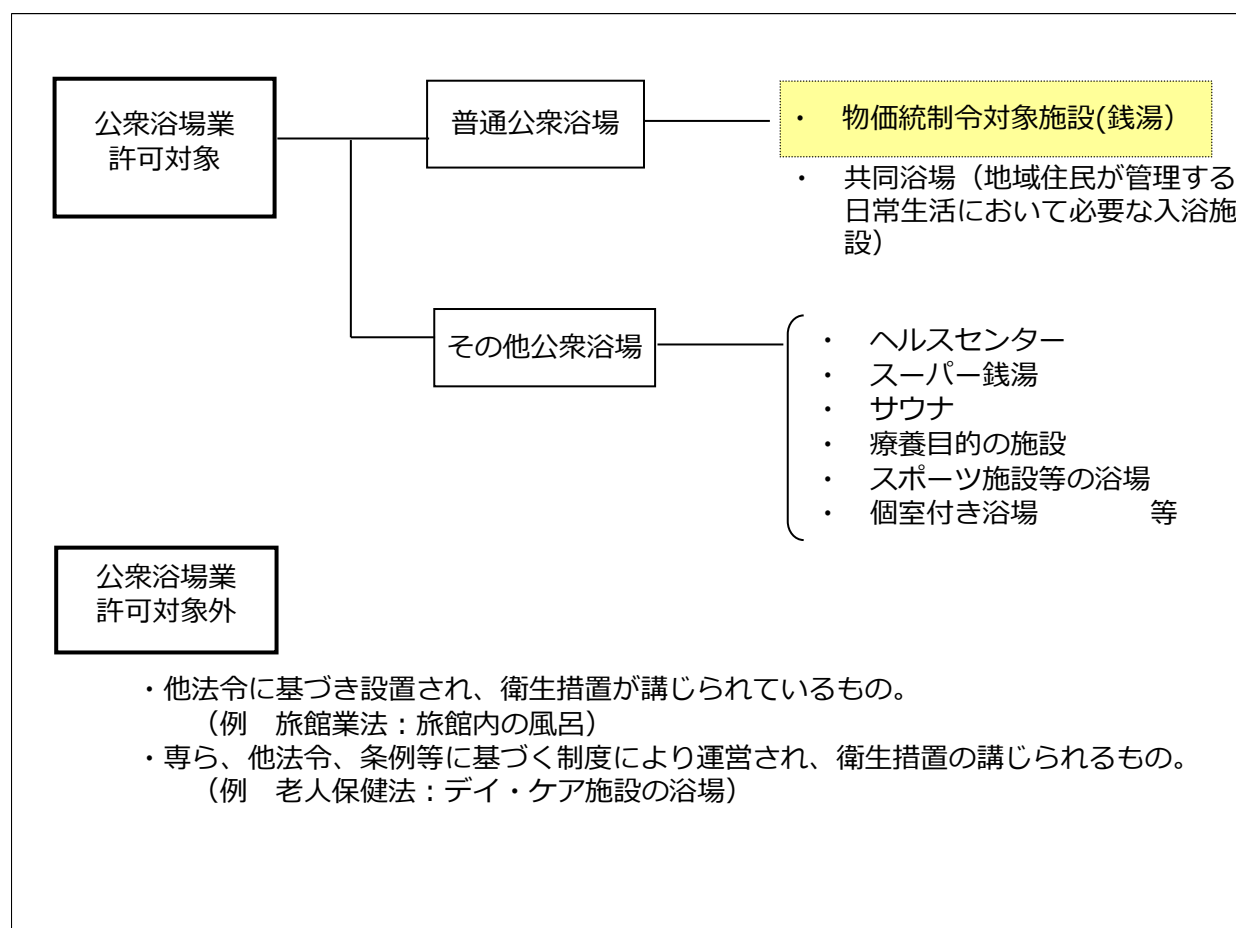
(単位：施設数)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
私 営 施 設 計	944	947	958	957	935	872	880	948	961	970
内 訳										
普通公衆浴場のうち物統令適用施設	40	38	37	35	34	34	33	33	31	31
ヘルスセンター	580	422	467	525	292	278	108	273	257	252
サウナ風呂	52	52	60	59	55	41	46	57	66	73
その他 (共同・療養等)	272	435	394	338	554	519	693	585	607	614
公営施設計	175	187	185	176	169	169	168	171	172	168
公衆浴場計	1,119	1,134	1,143	1,133	1,104	1,041	1,048	1,119	1,133	1,138

※施設数には、休業中の施設を含む。年度末数。

(資料：衛生行政報告例)

(参考：公衆浴場の類型)



都道府県別公衆浴場入浴料金一覧

令和5年12月1日現在
(単位：円 件)

都道府県名	施行年月日	大人		中人		小人		施設数※
		変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
北海道	令和5年10月1日	480	490	140	150	70	80	233
青森	令和5年4月10日	450	480	150	170	60	80	281
岩手	令和2年4月1日	430	480	150	170	70	80	16
宮城	令和5年1月1日	440	480	140	160	80	90	6
秋田	平成31年4月1日	360	460	130	130	90	90	14
山形	平成7年4月1日	300	300	120	120	80	80	0
福島	平成30年4月1日	400	450	150	150	90	90	10
茨城	平成10年3月1日	350	350	130	130	70	70	2
栃木	令和5年2月15日	420	460	180	200	90	100	8
群馬	令和5年8月1日	400	450	180	200	80	100	18
埼玉	令和4年10月1日	450	480	180	180	70	70	39
千葉	令和5年12月1日	480	500	170	170	70	70	41
東京	令和5年7月1日	500	520	180	200	80	100	482
神奈川	令和4年9月1日	490	500	200	200	100	100	125
新潟	令和5年1月1日	440	480	150	150	70	70	26
富山	令和5年4月1日	440	470	140	150	60	70	78
石川	令和5年4月1日	460	490	130	130	50	50	66
福井	令和2年4月1日	430	450	150	160	60	70	17
山梨	令和1年12月1日	400	430	170	170	70	70	22
長野	令和5年4月1日	400	440	150	150	70	70	31
岐阜	令和5年4月1日	460	500	160	180	80	100	20
静岡	令和5年10月1日	450	490	180	200	90	100	11
愛知	令和5年4月1日	460	500	150	180	70	100	77
三重	令和5年4月1日	440	470	150	150	70	70	27
滋賀	令和5年5月1日	450	490	150	150	100	100	15
京都	令和4年10月1日	450	490	150	150	60	60	151
大阪	令和5年8月28日	490	520	200	200	100	100	428
兵庫	令和5年2月1日	450	490	160	180	60	80	150
奈良	令和5年10月1日	440	480	160	200	80	100	19
和歌山	令和1年10月1日	420	440	140	150	80	80	27
鳥取	令和3年4月1日	400	450	120	150	60	80	15
島根	令和5年5月1日	350	430	130	160	70	90	2
岡山	令和4年12月1日	430	450	160	200	70	100	13
広島	令和4年11月1日	450	480	200	200	100	100	46
山口	令和4年5月1日	420	450	150	160	80	80	17
徳島	令和5年1月1日	400	450	150	150	70	70	24
香川	令和5年10月1日	400	450	150	150	60	60	18
愛媛	令和5年4月1日	400	450	150	150	60	60	29
高知	令和5年10月1日	400	450	150	150	60	60	9
福岡	令和5年4月1日	450	480	180	200	70	100	36
佐賀	平成8年2月15日	280	280	130	130	80	80	1
長崎	令和5年4月1日	350	400	150	150	80	80	15
熊本	令和4年11月1日	400	450	120	150	60	80	49
大分	令和4年12月27日	380	430	150	160	70	80	131
宮崎	平成20年2月1日	350	350	130	130	60	60	11
鹿児島	令和1年10月1日	390	420	150	150	80	80	261
沖縄	平成18年2月11日	370	370	170	170	100	100	3
全国平均		418.1	452.6	153.8	163.6	74.5	81.9	

※令和3年度(2021年度)衛生行政報告例の「一般公衆浴場(公営・私営の合計)」施設数

全国公衆浴場入浴料金統制額別一覧表

令和5年12月1日時点

指定額 (大人)	都道府県							都道府 県数
	北海道・東北	関東甲信越	東海・北陸	近畿	中国	四国	九州・沖縄	
520円		東京 (R5.7.1)		大阪 (R5.8.28)				2
500円		神奈川 (R4.9.1) 千葉 (R5.12.1)	愛知 (R5.4.1) 岐阜 (R5.4.1)					4
490円	北海道 (R5.10.1)		石川 (R5.4.1) 静岡 (R5.10.1)	京都 (R4.10.1) 兵庫 (R5.2.1) 滋賀 (R5.5.1)				6
480円	青森 (R5.4.10) 岩手 (R2.4.1) 宮城 (R5.1.1)	埼玉 (R4.10.1) 新潟 (R5.1.1)		奈良 (R5.10.1)	広島 (R4.11.1)		福岡 (R5.4.1)	8
470円			三重 (R5.4.1) 富山 (R5.4.1)					2
460円	秋田 (H31.4.1)	栃木 (R5.2.15)						2
450円	福島 (H30.4.1)	群馬 (R5.8.1)	福井 (R2.4.1)		鳥取 (R3.4.1) 山口 (R4.5.1) 岡山 (R4.12.1)	徳島 (R5.1.1) 香川 (R5.10.1) 愛媛 (R5.4.1) 高知 (R5.10.1)	熊本 (R4.11.1)	11
440円		長野 (R5.4.1)		和歌山 (R1.10.1)				2
430円		山梨 (R1.12.1)			島根 (R5.5.1)		大分 (R4.12.27)	3
420円							鹿児島 (R1.10.1)	1
400円							長崎 (R5.4.1)	1
380円								0
370円							沖縄 (H18.2.11)	1
350円		茨城 (H10.3.1)					宮崎 (H20.2.1)	2
300円	山形 (H7.4.1)							1
280円							佐賀 (H8.2.15)	1
都道府 県数	7	10	7	6	5	4	8	47
入浴料金 平均額	447	459	476	478	452	425	398	448

令和4年度公衆浴場経営実態調査

1 調査概要

調査対象施設数	31 軒
提出施設数	29 軒
最高統制額の施設数	21 軒 (68%)

* 調査対象期間：令和4年1月1日から令和4年12月31日まで

2 最高統制額入浴施設の収支状況

区 分	入浴料金収支				総収支（補助金・雑収入含む）			
	50人未満	50～100人 未満	100～150人 未満	150人以上	50人未満	50～100人 未満	100～150人 未満	150人以上
赤 字	12	5	1	1	9	3	1	0
同 額	0	0	0	0	0	0	0	0
黒 字	1	1	0	0	4	3	0	1
小 計	13	6	1	1	13	6	1	1

3 最高統制額入浴施設の経営状況等の状況

経営主体	個人 13 軒	法人 8 軒	
専業、兼業の割合	専業 11 軒	兼業 10 軒	
平均従業者数（延べ数）	102.4		
平均年齢	70.8 歳		
後継者の有無	有 8 軒	無 10 軒	その他 3 軒

公衆浴場の経営状況（令和4年）

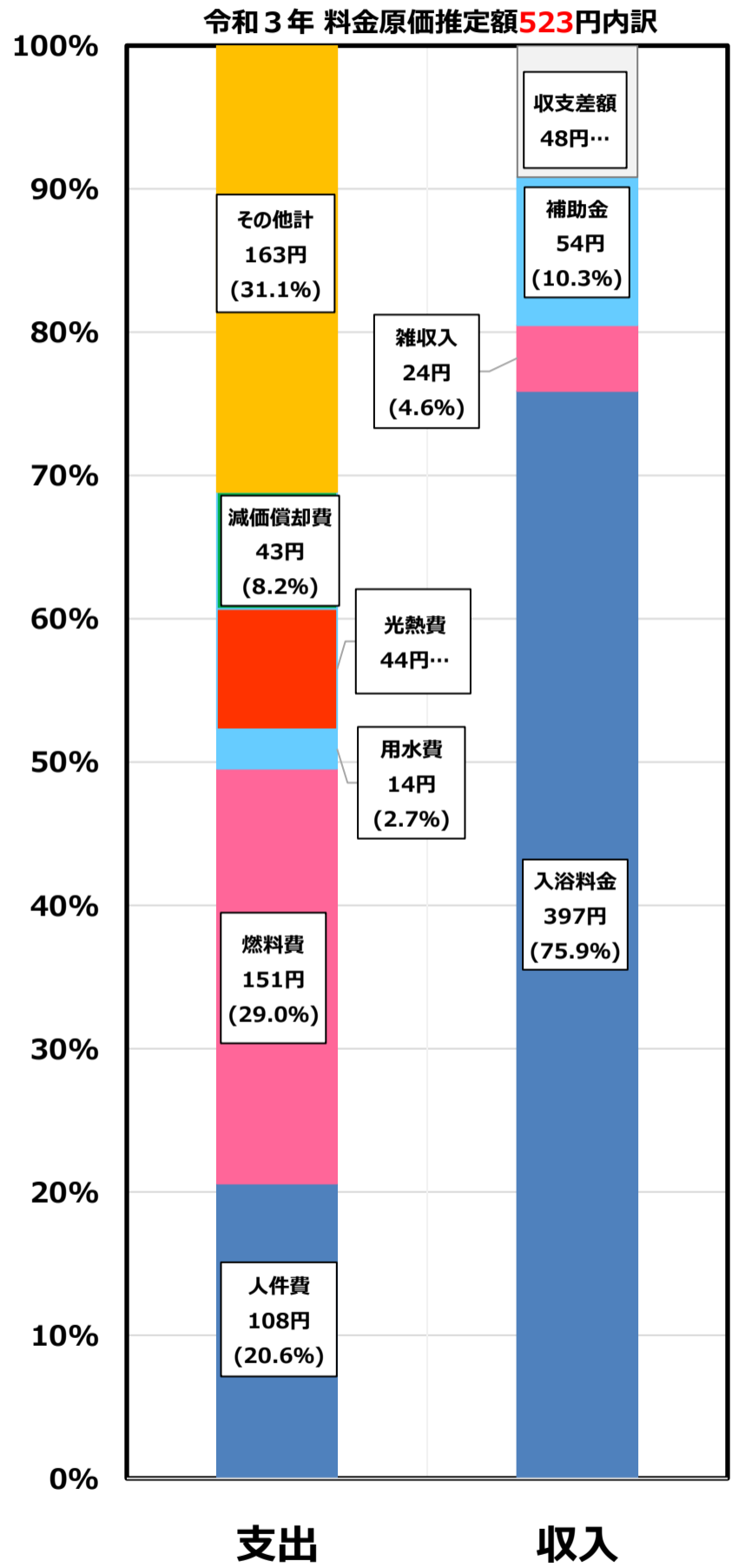
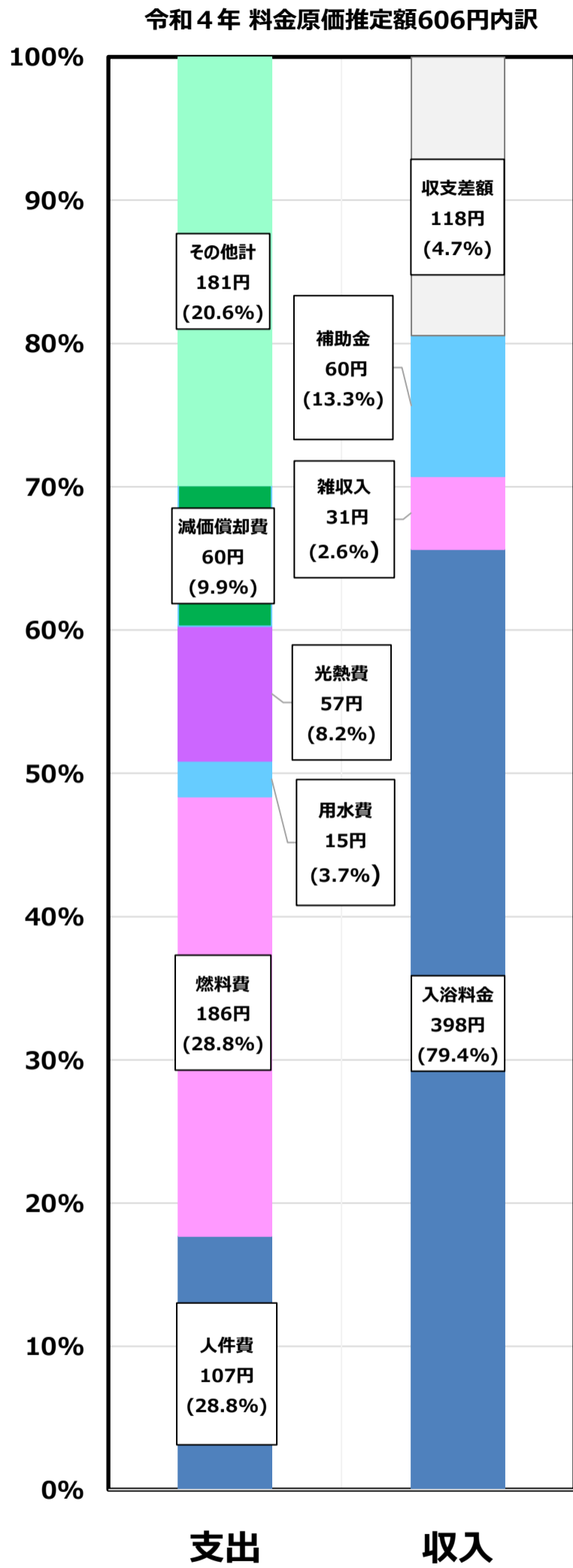
（単位：円、％）

区 分	令和4年		(参考) 令和3年		差額等
収入合計 (A)	6,100,555	100.0	5,866,288	100.0	234,267
入浴料金 (B)	4,971,633	81.5	4,902,279	83.6	69,354
雑収入 (C)	384,582	6.3	296,707	5.1	87,875
補助金額 (D)	744,340	12.2	667,302	11.4	77,038
支出合計 (E)	7,568,622	100.2	6,456,287	100.0	1,112,335
人件費	1,339,905	17.7	1,328,903	20.6	11,002
燃料費	2,321,254	30.7	1,869,749	29.0	451,505
用水費	188,446	2.5	176,436	2.7	12,010
光熱費	711,472	9.4	543,100	8.4	168,372
消耗品費	279,739	3.7	207,263	3.2	72,476
修繕費	421,736	5.6	341,298	5.3	80,438
賃借料	218,253	2.9	153,329	2.4	64,924
備品費	6,850	0.1	56,983	0.9	△ 50,133
保険料等	94,936	1.3	84,822	1.3	10,114
会費及び交際費	81,684	1.1	83,670	1.3	△ 1,986
公租公課	239,617	3.2	207,733	3.2	31,884
支払利子	16,244	0.2	11,942	0.2	4,302
減価償却費	743,725	9.8	526,795	8.2	216,930
建物再調達費	61,387	0.8	51,513	0.8	9,874
資本報酬	95,490	1.3	80,131	1.2	15,359
その他諸経費	747,885	9.9	732,620	11.4	15,265
収支差額 (A - E)	△ 1,468,067		△ 589,999		△ 878,068
(B - E)	△ 2,596,989		△ 1,554,008		△ 1,042,981
営業日数	259.7 日		261.8 日		△ 2.2 日
1日平均入浴人員	大人 47.6 人 中人 1.0 人 小人 0.6 人		大人 46.7 人 中人 1.0 人 小人 0.8 人		
大人換算入浴人員 (F)	年 12,484 人		年 12,357 人		127
(大人換算)	(1日 48.1 人)		(1日 47.2 人)		0.9
料金原価推定 (E/F)	606.3 円		522.5 円		83.8 円
適正料金収入額 (E - (C + D))/F	515.8 円		444.5 円		71.4 円

* 最高統制額施設(20施設)の状況

* 万葉超音波温泉を除く（収入・支出・利用者数いずれも大きく、各項目の平均値が大きく変わってしまうため）

一人当たり料金原価推定額の内訳



令和5年の物価等の変動を反映した入浴料金試算

単位：円

区 分	令和4年実績 (最高統制額施設※)	令和5年の推定額	
		金 額	摘 要
収入合計 (A)	6,100,555	6,497,042	
入浴料金 (B)	4,971,633	5,368,120	大人400円(～R5.3.31)、440円(R5.4.1～)
雑収入 (C)	384,582	384,582	
補助金額 (D)	744,340	744,340	
支出合計 (E)	7,568,622	7,604,532	
人件費	1,339,905	1,377,334	毎月勤労統計調査+2.8%
燃料費	2,321,254	2,317,168	資源エネルギー庁重油価格-0.01%
用水費	188,446	188,446	消費者物価(上下水道)0.0%
光熱費	711,472	651,371	消費者物価(電気)-8.4%
消耗品費	279,739	304,430	消費者物価(家事用消耗品)+8.8%
修繕費	421,736	445,283	消費者物価(設備修繕・維持)+5.6%
賃借料	218,253	218,235	消費者物価(家賃)0.0%
備品費	6,850	7,288	消費者物価(家具・家事用品)+6.4%
保険料等	94,936	96,307	消費者物価(住居)+1.4%
会費及び交際費	81,684	84,719	消費者物価(教養・娯楽)+3.7%
公租公課	239,617	238,419	固定資産税 土地下落等△0.5%
支払利子	16,244	16,244	
減価償却費	743,725	743,725	
建物再調達費	61,387	61,387	
資本報酬	95,490	95,490	
その他諸経費	747,885	758,686	消費者物価(住居)+1.4%
収支差額 (A-E)	△ 1,468,067	△ 1,107,490	
(B-E)	△ 2,596,989	△ 2,236,412	
営業日数 (年間)	259.7 日	259.7 日	
入浴人員 (1日平均)	大人47.6人 中人 1.0人 小人 0.6人	大人47.6人 中人 1.0人 小人 0.6人	
大人換算入浴人員 (年間) (F)	12,484 人	12,484 人	
(1日)	48.1 人	48.1 人	
料金原価推定 (E/F)	606.3 円	609.1 円	
適正料金収入額 (E-(C+D))/F	515.8 円	518.7 円	

※各実績値は最高統制額施設の平均値としているが、該当の21施設のうち「万葉超音波温泉」の値を除外して算出。

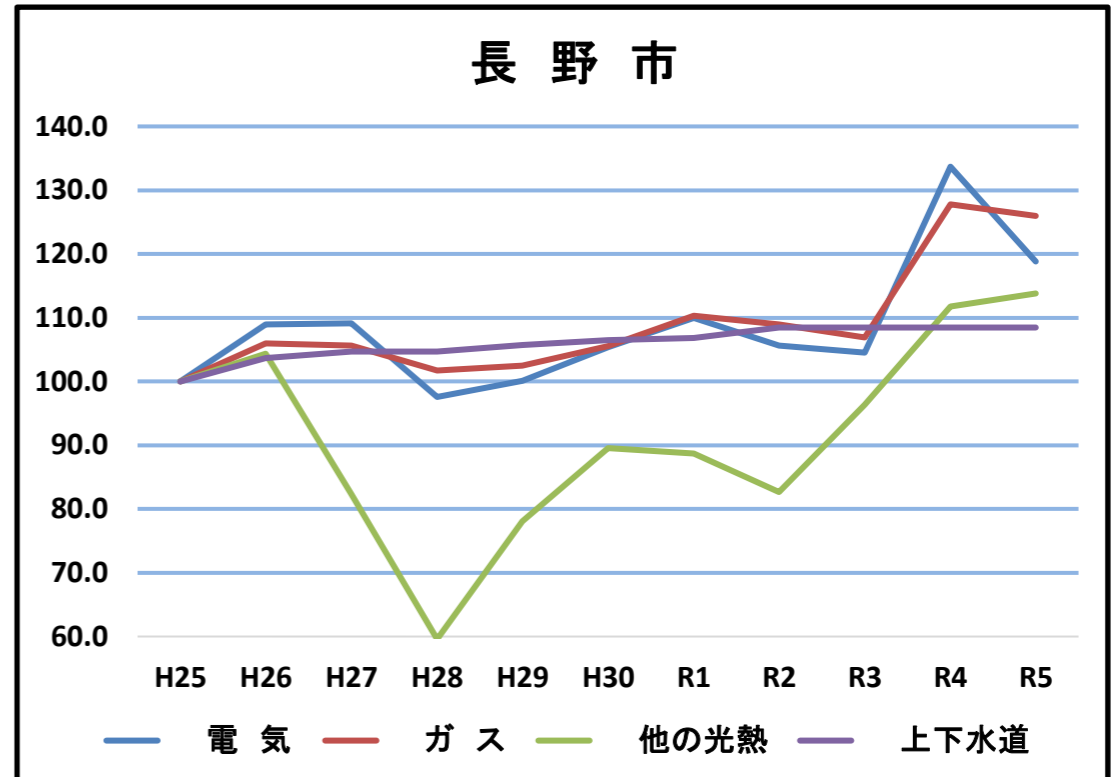
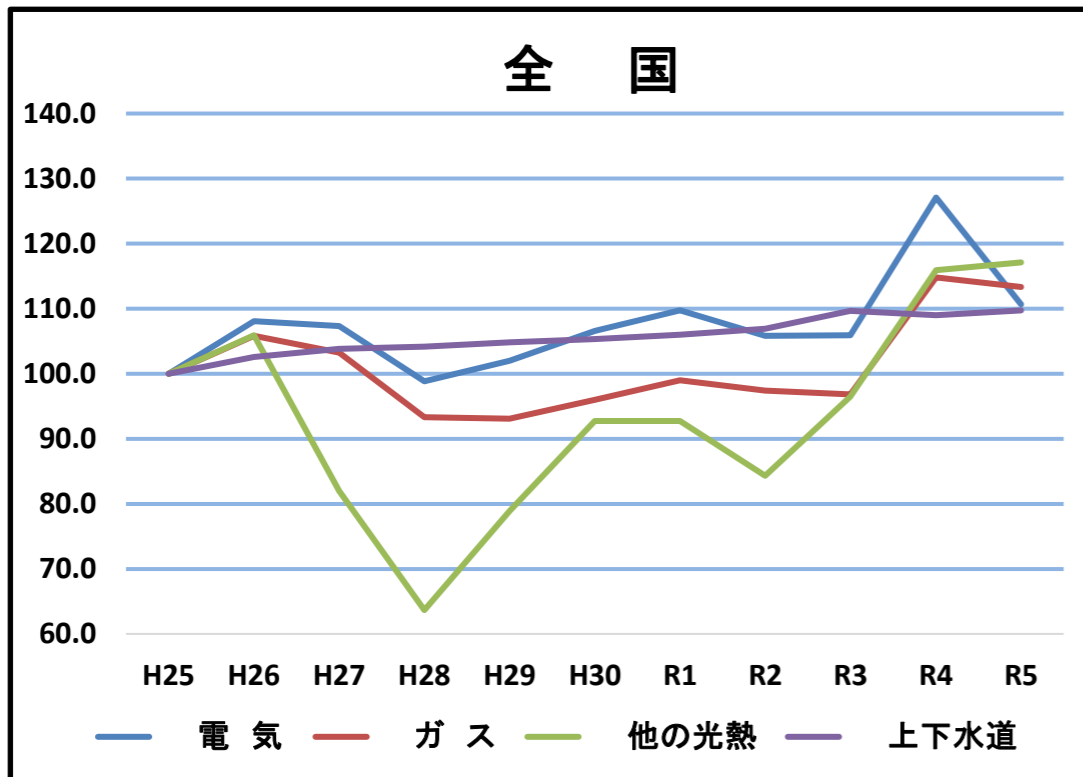
(理由)

適正料金収入額は「年間の支出額」及び「年間の入浴人員」により算出しているが、万葉超音波温泉は他の施設と比べて支出額及び入浴人員のいずれの値も大きく、平均値を大きく引き上げてしまい(統計学上の外れ値に該当)、入浴人員の値が大きくなることで適正料金が大きく引き下げられてしまうため。

(除外しない場合の適正料金収入額:454.9円(大人換算入浴人員:22,694人))

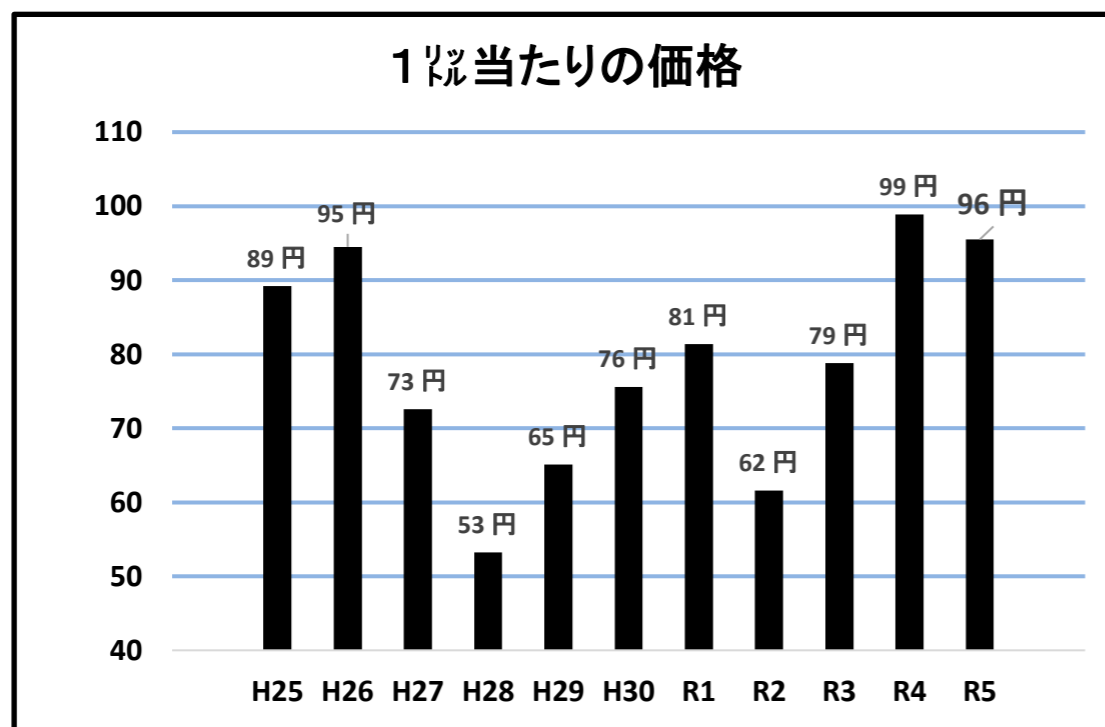
物価等の推移及び浴室がない住宅の状況

1 光熱・水道に係る消費者物価指数の推移



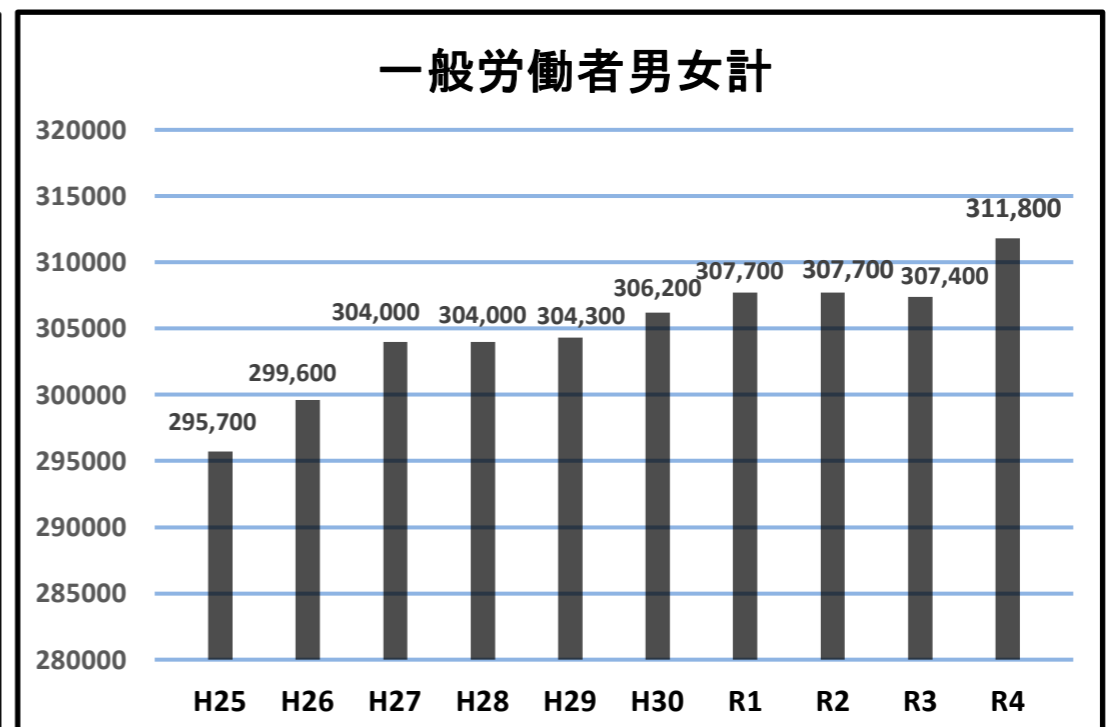
(資料：e-Stat 消費者物価指数)

2 A重油価格の推移 (中部)



* 各年4月データ、小型ローリー (資料：資源エネルギー庁)

3 平均賃金の推移 (月額)



(資料：e-Stat 賃金構造基本統計調査)

4 最低生活保障水準の推移 (長野市、松本市 2級地1)

	H25	H30	R4	R5
標準世帯	206,060 円	194,800 円	193,340 円	204,750 円
対25年比	100.0	94.5	93.8	99.4

標準世帯 (35歳、30歳、9歳 (小学生)、4歳の4人家族) (資料：「生活保護のてびき」)

5 県営・市町村営住宅の現況

	県営住宅		市町村営住宅	
	H25	R4	H25	R3
管理総戸数	15,393	14,610	18,290	17,247
うち浴室の無い住宅	257 (1.7%)	145 (1.0%)	1,306 (7.1%)	1,099 (6.4%)

* 4月1日時点。

(資料：建設部建築住宅課公営住宅室)

6 県内の浴室のない住宅状況

区分	H5	H10	H15	H20
比率	3.7%	2.2%	1.8%	1.4% (10,900戸)

※ 平成25年度以降、調査項目からなくなった。

(資料：住宅・土地統計調査)

消費者物価指数の推移

(平成25年 = 100)

区分	全 国												長 野 市											
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	対25年比 (%)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	対25年比 (%)
総 合	100.0	102.7	103.5	103.4	103.9	104.8	105.4	105.4	105.2	107.8	111.2	11.2	100.0	102.7	103.4	103.1	103.9	105.2	106.2	106.4	106.4	109.8	113.6	13.6
食 料	100.0	103.7	107.0	108.8	109.5	111.1	111.7	113.1	113.1	118.2	127.5	27.5	100.0	103.6	106.0	107.6	108.3	109.9	111.8	113.8	114.4	119.9	130.3	30.3
住 居	100.0	100.1	100.1	100.0	99.8	99.7	99.9	100.5	101.1	101.8	102.8	2.8	100.0	100.7	101.4	101.8	101.7	101.8	101.5	102.6	103.1	104.5	106.1	6.1
光熱・水道	100.0	106.2	103.5	96.0	98.6	102.5	104.8	102.2	103.6	118.9	111.0	11.0	100.0	106.3	104.0	96.3	99.7	103.8	106.7	104.5	105.4	123.2	117.0	17.0
電 気	100.0	108.0	107.3	98.8	102.0	106.6	109.7	105.8	105.9	127.1	110.7	10.7	100.0	109.0	109.1	97.6	100.1	105.4	109.9	105.6	104.5	133.7	118.8	18.8
ガ ス	100.0	105.8	103.2	93.3	93.1	96.0	99.0	97.4	96.8	114.8	113.3	13.3	100.0	106.0	105.7	101.7	102.5	105.6	110.3	108.9	106.9	127.8	125.9	25.9
他の光熱	100.0	105.9	82.0	63.7	78.9	92.7	92.7	84.3	96.5	115.9	117.1	17.1	100.0	104.4	82.3	59.6	78.1	89.6	88.7	82.6	96.4	111.7	113.8	13.8
上下水道	100.0	102.6	103.9	104.2	104.8	105.3	106.0	107.0	109.6	109.0	109.7	9.7	100.0	103.7	104.7	104.7	105.7	106.5	106.8	108.5	108.5	108.5	108.5	8.5
家具・家事用品	100.0	103.8	105.4	105.0	104.4	103.3	105.5	108.0	109.8	113.9	122.8	22.8	100.0	101.4	103.6	101.0	101.9	102.7	105.8	106.2	106.6	109.2	117.0	17.0
被服・履物	100.0	102.2	104.4	106.3	106.5	106.7	107.2	108.3	108.8	110.5	114.3	14.3	100.0	101.5	104.5	105.6	108.3	110.5	110.6	112.5	112.8	117.1	119.3	19.3
保健医療	100.0	101.1	101.9	102.9	103.7	105.3	106.1	106.4	106.0	105.6	107.6	7.6	100.0	101.1	102.4	104.8	105.7	107.0	107.7	108.1	108.2	107.7	110.1	10.1
交通・通信	100.0	102.6	100.6	98.7	98.9	100.3	99.6	99.4	94.4	92.9	95.1	△4.9	100.0	102.6	99.7	97.7	98.1	99.6	99.3	99.1	94.7	94.5	97.2	△2.8
教 育	100.0	101.8	103.6	105.1	105.8	106.3	104.6	96.5	96.5	97.4	98.6	△1.4	100.0	101.3	102.7	104.5	105.9	107.2	106.1	101.0	100.3	101.1	101.7	1.7
教養・娯楽	100.0	103.6	105.7	106.6	107.1	107.8	109.6	108.9	110.7	111.9	116.4	16.4	100.0	102.9	104.9	105.8	106.8	107.2	109.4	108.9	111.2	112.6	118.0	18.0
諸雑費	100.0	103.6	104.7	105.4	105.7	106.1	106.1	104.0	105.1	106.2	107.7	7.7	100.0	103.5	104.8	106.0	106.2	107.1	106.6	103.7	105.1	106.0	107.4	7.4

(資料 : e-Stat 消費者物価指数)

長野県の公衆浴場助成制度（令和5年度）

助成事業名	制度概要	当初予算額	創設時期
<p style="text-align: center;">公衆浴場 設備改善 事業補助金</p>	<p>補助対象 営業者が基幹的設備を新設、改善等する費用(浴槽・風呂釜・ボイラー・給排水設備等の修理)に対して、市町村が補助を行う経費</p> <p>補助率 2分の1以内</p> <p>補助事業費 事業費の3分の1以内かつ100万円限度</p>	331.2万円	昭和49年度
<p style="text-align: center;">普通公衆 浴場価格 高騰対策 支援事業</p>	<p>補助対象 物価統制令の対象となる普通公衆浴場</p> <p>補助額 令和5年4月1日～令和6年3月31日に使用した燃料（重油、灯油、ガス）及び電気の使用量に、基準単価[※]を乗じた額</p> <p>※燃料（重油、灯油、ガス）及び電気（高圧・低圧）ごとに1単位量（リットル、m³、kWh）あたりの令和3年度からの価格高騰分として設定した額</p>	1,581.5万円	令和4年度

(別紙様式)

令和5年度 公衆浴場に対する助成制度調査

長野県

市町村名	物価統制令 適用の普通 公衆浴場 施設数	①補助金、融資等の助成制度		②水道料金の軽減措置		③ 固定資産税 の軽減率	④ 福祉対策
		制度の名称	予算額 (千円)	上水道	下水道		
御代田町	1	公衆浴場経営安定化助成事業	150	○	○	○ 通常の2/3減	なし
		公衆浴場設備改善事業	0				
上田市	2	公衆浴場設備改善事業補助金	2,333			○ 通常の2/3減	○
		公衆浴場経営安定化事業補助金	680				
		公衆浴場上水道料金補助金	510				
		公衆浴場下水道料金補助金	500				
		公衆浴場経営活性化補助金	1,080				
諏訪市	2	公衆浴場設備改善事業補助金	1,150	○	○	○ 通常の2/3減	なし
下諏訪町	2	下諏訪町温泉施設利用奨励補助金	248		○	○ 通常の2/3減	○
		公衆浴場設備改善事業補助金	0				
駒ヶ根市	1	公衆浴場経営安定化補助事業	1,510	○	○	○ 通常の2/3減	なし
		公衆浴場設備改善事業	0				
		公衆浴場燃料高騰対策補助	検討中				
飯田市	2	飯田市公衆浴場設備改善事業補助金	0	○	○	○ 通常の2/3減	なし
松本市	9	公衆浴場経営安定化事業補助金	2,410	○	○	○ 通常の2/3減	○
		公衆浴場設備改善事業補助金	4,010				
		高齢者福祉入浴助成事業	32,330				
塩尻市	1	塩尻市高齢者及び心身障害者福祉事業補助金	50	○	○	○ 通常の2/3	○
		塩尻市公衆浴場設備改善事業補助金	675				
千曲市	4					○ 通常の2/3	なし
長野市	7	公衆浴場設備改善事業補助金	4,412	○	○	○ 税率100分の0.46	なし
計	31		52,048	7	8	10	4

県内スーパー銭湯等入浴料金

1 スーパー銭湯

※ スーパー銭湯：健康ランド並みの施設を銭湯並みの低料金で利用できる大型大衆浴場。

※ 県内保健所（長野市及び松本市含む。）の管内で銭湯がある市町村の代表的な施設を調査。

大人料金平均 682.1円

※土日平日で料金が異なるなど、料金が常に同一ではない施設分は取り得る価格

No.	施設名	所在地	大人料金	中人料金	中人年齢	小人料金	小人年齢	参考事項
1	たてしなの里 権現の湯	北佐久郡立科町山部権現山 363-2	500	なし		200	小学生	営業者：立科町
2	小諸市農村資源活用交流施設あぐりの湯こもろ	小諸市大字大久保1145-1	500	なし		300	6歳以上12歳未満	営業者：小諸市
3	南相木温泉 滝見の湯	南佐久郡南相木村5633番地1	500	なし		300	4歳以上小学生6年生	営業者：有限会社南相木村故郷ふれあい公社
4	佐久市あさしな温泉 穂の香乃湯	佐久市甲1071番地1	500	なし		250	4歳以上小学生6年生	営業者：佐久市
5	佐久一萬里温泉ホテル	佐久市中込3150-1	700	なし		400	3歳以上小学生6年生	営業者：フリーズベイオペレーション3号株式会社
6	殿岡温泉 湯元 湯～眠	飯田市上殿岡628	700	400	3～11歳	200	0～2歳	民営ヘルスセンター
7	砂払温泉	飯田市砂払町1-695	600	350	小学生	200	幼児	民営ヘルスセンター
8	安曇野蝶ヶ岳温泉 ほりでーゆー 四季の郷	安曇野市堀金烏川11-1	550	なし		320	小学生	安曇野市 指定管理者：株式会社ほりでーゆー
9	ファインビュー室山	安曇野市三郷小倉6524-1	600	なし		330	小学生	安曇野市 指定管理者：株式会社ファインビュー室山
10	安曇野しゃくなげの湯	安曇野市穂高有明7726-4	700	なし		400	小学生	安曇野市 指定管理者：株式会社ユアーズ静岡 大人 平日:600円、 市内在住70歳以上：450円
11	ヘルスパ塩尻	塩尻市大門1-489-2	860	なし		560	3歳から小学生	改定実績及び予定なし 公益財団法人体力づくり指導協会

	施設名	所在地	大人料金	中人料金	中人年齢	小人料金	小人年齢	参考事項
12	林檎の湯屋おぶ〜	松本市石芝3-9-44	900	なし	-	300	3歳〜小学生	大人 平日：800円、繁忙期：1,000円※ ※資料右上「大人料金平均」では、土日料金の900円で計算
13	湯の華銭湯瑞祥松本	松本市渚1-50-4	750	350	小学生	100	幼児	
14	湯の華銭湯 瑞祥	千曲市上山田温泉2-18-8	750	350	小学生	100	幼児	大人料金（中学生以上） 小学生料金を中人料金に記載 幼児（3歳以上小学生未満）料金を小人料金に記載
15	裾花峡温泉うるおい館	長野市大字南長野字待居9 8	850	580	中学生〜大学生	210	6〜12歳	3〜5歳110円、3歳未満 無料 大人 平日：800円
16	まめじま 湯ったり苑	長野市大字大豆島1 6 4 1	850	400	6〜12歳	0	6歳未満	平日 大人：800円、中人350円
17	川中島温泉 テルメDO ME	長野市川中島町今井1780- 1	850	570	中学生〜大学生	400	4〜12歳	平日 大人：800円
18	広徳の湯	長野市広田1 4 1 番地	600	250	3〜12歳	0	6歳未満	
19	コトリの湯	長野市広田町木末2021番 地2	700	350	3〜12歳	0	3歳未満	平日 大人：650円、中人300円

2 公営浴場

※ 公営浴場：市町村が管理運営(指定管理を含む)する銭湯並みの低料金で利用できる大型浴場。

※ 県内保健所（長野市及び松本市含む。）の管内で銭湯がある市町村の代表的な施設を調査。

大人料金平均 412.4円

※土日平日で料金が異なるなど、料金が常に同一ではない施設分は取り得る価格として高い額

	施設名	所在地	大人料金	中人料金	中人年齢	小人料金	小人年齢	参考事項
1	真田温泉健康ランド ふれあいさなだ館	上田市真田町長7369-1	500	なし		250	小中学生	
2	武石温泉 うつくしの湯	上田市武石1454-3	500	なし		250	小中学生	
3	文殊の湯	上田市鹿教湯温泉1369-1	300	なし		200	小学生	中学生以上が大人料金
4	ささらの湯	上田市上室賀1232-1	500	なし		250	小中学生	
5	アクアプラザ上田	上田市塩尻623	300	なし		150	小中学生	プール 料金は健康浴室のみの利用の場合
6	大塩温泉共同浴場	上田市西内151	200	なし		100	小中学生	
7	霊泉寺温泉館	上田市平井2515-2	200	なし		100	小中学生	
8	相染閣	上田市別所温泉58	500	なし		250	小中学生	
9	町共同浴場	上田市西内885-1	200	なし		100	小中学生	
10	諏訪市総合福祉センター 湯小路 いきいき元気館	諏訪市小和田19番3号	310	なし		150	6歳～11歳	
11	下諏訪町老人福祉センター	諏訪郡下諏訪町社6758-1	240	なし		120	小学生以下	
12	遊泉ハウス児湯	諏訪郡下諏訪町横町3477	240	なし		120	小学生以下	
13	巨過の湯	諏訪郡下諏訪町3442	240	なし		120	小学生以下	
14	新湯温泉	諏訪郡下諏訪町3154-3	240	なし		120	小学生以下	
15	飯田市健康増進施設	飯田市松尾明7513-3	500	なし		250	3歳～小学生	飯田市指定管理者
16	大龍峡温泉交流館 ご湯っくり「若返りの湯」	飯田市川路4992-5	500	なし		250	3歳～小学生	飯田市指定管理者
17	差切峡温泉保養 センター村宮坂北荘	東筑摩郡筑北村坂北9828	410	なし		200	小学生以下	

	施設名	所在地	大人料金	中人料金	小人料金		参考事項	
					中人年齢	小人年齢		
18	あづみ野ランド	安曇野市穂高北穂高995-1	300	なし		200	小学生以下	改定実績及び予定なし 穂高広域施設組合
19	豊科温泉 湯多里 山の神	安曇野市豊科田沢7994	550	なし		250	小学生以下	
20	シェーンガルテンおみ	東筑摩郡麻績村日3434	300	なし		150	4歳から小学生	改定実績及び予定なし 指定管理者：株式会社 技研サービス
21	白骨温泉露天風呂	松本市安曇4197-4	520	なし	-	310	小学生以下	
22	ラーラ松本	松本市島内7412	410	なし	-	210	小中学生	松塩地区広域施設組合が運営
23	ふれあい山辺館 白糸の湯	松本市里山辺湯ノ原85-1	310	なし	-	150	小学生	
24	信州 穴沢温泉松茸山荘 別館	松本市穴沢756	600	250	小学生	100	幼児	
25	浅間温泉会館（ホットプラザ浅間）	松本市浅間温泉3-16-3	680	なし	-	360	小・中学生	
26	乗鞍高原 湯けむり館	松本市安曇4306-4	730	なし	-	310	3歳～小学生	
27	松本市梓川地域休養施設（梓水苑）	松本市梓川倭4262-1	450	なし	-	220	4歳～小学生	
28	松本市波田竜島温泉入浴施設（竜島温泉せせらぎの湯）	松本市波田3452	520	なし	-	260	小・中学生	
29	豊野温泉りんごの湯	長野市豊野町石417	410	300	6～12歳	0	6歳未満	18:00以降 大人：350円、中人：250円
30	長野市温湯温泉利用施設	長野市若穂綿内1330-3	510	300	6～12歳	0	6歳未満	60歳以上：大人350円
31	長野市戸隠交流集会施設 森林囃子	長野市戸隠祖山31番地1	410	300	6～12歳	0	6歳未満	
32	長野市鬼無里地域資源活用総合交流促進施設 鬼無里の湯	長野市鬼無里日影8855番地	510	310	3～12歳	0	3歳未満	
33	長野市中条地域振興施設 やぎもち家	長野市中条日下野5286番地1	520	310	6～12歳	0	6歳未満	

「中人」「小人」の料金の状況

1 「中人」

料金	都道府県																数	
200	東京	大阪	神奈川	静岡	奈良	広島	福岡	栃木	群馬	岡山							10	
190																		
180	岐阜	愛知	兵庫	埼玉													4	
170	千葉	青森	岩手	山梨	沖縄												5	
160	宮城	福井	山口	島根	大分												5	
150	長野	北海道	滋賀	京都	新潟	富山	三重	福島	鳥取	徳島	香川	愛媛	高知	熊本	和歌山	鹿児島	長崎	17
140																		
130	石川	秋田	茨城	宮崎	佐賀													5
120	山形																	1

近隣県（関東甲信越・東海＝下線のある都県）の平均額 171.9 円

2 「小人」

料金	都道府県														数			
100	東京	大阪	神奈川	静岡	奈良	広島	福岡	栃木	群馬	岡山	岐阜	愛知	沖縄	滋賀				14
90	宮城	島根	福島	秋田														4
80	兵庫	青森	岩手	山口	大分	北海道	鳥取	熊本	和歌山	鹿児島	長崎	佐賀	山形					13
70	長野	埼玉	千葉	山梨	福井	新潟	富山	三重	徳島	茨城								10
60	京都	香川	愛媛	高知	宮崎													5
50	石川																	1

近隣県（関東甲信越・東海＝下線のある都県）の平均額 81.9 円